

# 平成 20 年第 6 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 7 月 28 日第 6 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 佐藤 文 一 局長補佐 藤谷 博之  
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	副市長	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	佐藤 好文	市民部長	齋藤 隆一
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	伊藤 賢二
建設部長	佐々木 秀明	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	中津 博行
総務部総務課長	森 鉄也	財政課長	佐藤 家一
象潟市民サービスセンター長	金子 春輝	市民課長	木内 利雄
観光課長	武藤 一男	消防本部総務課長	阿曾 時秀

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成20年7月28日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第76号 平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第8号)
- 第4 議案第77号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第78号 損害賠償の額を定めることについて
- 第6 議案第79号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第3号)
- 第7 議提第8号 原油高騰に対する実効性のある支援策を求める意見書
- 第8 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立

します。

ただいまから平成 20 年第 6 回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 79 条の規定により、17 番佐藤元議員、18 番齋藤修市議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。佐々木正明議会運営委員長。

【議会運営委員長（7 番佐々木正明君）登壇】

議会運営委員長（佐々木正明君） おはようございます。

本日 9 時半より議会運営委員会を開催いたしまして、臨時会は本日 1 日と会期を決定してございますので、よろしくお願ひします。

議長（竹内睦夫君） ただいまの報告に対して質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日 1 日間と決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3、議案第 76 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 8 号）から日程第 6、議案第 79 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）までの 4 件を一括議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、臨時議会に提出しております議案の要旨について御説明をいたします。

議案第 76 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 8 号）でございます。

平成 20 年 6 月 30 日付で専決処分した平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）について承認を求めたものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,352 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 1,167 万 5,000 円とするものでございます。

補正予算の内容としては、今年度から後期高齢者医療、長寿医療制度が創設されたことにより、20 年度の老人保健予算は 20 年 3 月診療分にかかわる 1 ヶ月分の医療費等を計上しておりましたが、見込み額より医療費が増大したことにより専決処分したものでございます。

議案第 77 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

平成 19 年 6 月 10 日に発生した象潟海水浴場東屋屋根落下事故において、市長、並びに副市長の管理監督責任を明らかにするため、条例の一部を改正し、市長及び副市長の 8 月分の給与の額を 10 分の 1 相当分減額するものでございます。

このたびの事故により負傷された方々、並びに、議会、市民の皆様に変更して衷心よりおわびを申し上げます。今後このような事故を起こすことのないよう、職員の指導徹底を図ってまいります。

議案第 78 号損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成 20 年 7 月 1 日、象潟町字冠石下地内において、消防署職員が化学消防車の操縦訓練中に、安全確認不十分により須田康一氏所有のブロック塀に接触し、破損させたことについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

日ごろ、職員に対しては、事故を起こさないよう、また、事故に遭わないよう十分周知しているところでございますが、さらに心を引き締めて交通安全に取り組むよう指導してまいりたいと考えております。

議案第 79 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 923 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 144 億 8,776 万 4,000 円と定めるものでございます。

補正予算の内容としては、TDK 公式野球部が 3 年連続、11 度目の都市対抗野球本大会出場を果たし、2 年ぶりの全国制覇を目指すことになりましたので、昨年と同様に東京ドームへ市民応援団を派遣し、選手の皆さんを激励したいので、関連予算として 917 万 5,000 円を計上したものであります。

また、関連議案として上程しておりますが、化学消防車のブロック塀接触事故による賠償金として 6 万 3,000 円を計上したものであります。

以上、議案の要旨について御説明申し上げましたが、補足説明については、担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、承認、並びに可決決定くださるようお願い申し上げます。

議長（竹内睦夫君）これから担当部長の補足説明を行います。

初めに、議案第 76 号について、市民部長より補足説明を求めます。市民部長。

市民部長（齋藤隆一君）議案第 76 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 8 号）の補足説明をいたします。

老人保健の平成 20 年 3 月以前に行われました診療分の月おくれの請求分と過誤調整分の医療費の請求が予想以上に多く出てまいりまして、6 月請求分の医療費等の支払いができなくなったために、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。月おくれ分と過誤調整分の医療費ということで、予測が大変難しいわけでございますけれども、7 月と 8 月の支払い分も見込んで専決処分をさせていただいたところでございます。

6 ページの歳入から説明をいたします。1 款 1 項 1 目の医療費交付金 675 万円は、診療報酬支払基金からの交付金です。負担割合は 12 分の 6 となっております。2 目の審査支払手数料交付金 2 万 5,000

円は、支払基金からの交付金です。

2 款 1 項 1 目の医療費負担金 450 万円は、国庫からの負担金で、公費負担割合は 12 分の 4 です。

3 款 1 項 1 目の県負担金 112 万 5,000 円は、秋田県の負担金で、公費負担割合は 12 分の 1 です。

6 款 3 項 2 目の返納金 112 万 5,000 円は、過年度分の過誤調整による返納金を見込んだものでございます。

次に、7 ページの歳出です。1 款 1 項 1 目 19 節の負担金補助及び交付金 1,000 万円は、過年度分の医療給付費支払額の不足分として補正したものであります。2 目 19 節の負担金補助及び交付金 350 万円は、過年度分の医療費支給費支払額の不足分として補正したものでございます。3 目 12 節の役務費 2 万 5,000 円は、審査支払手数料の不足分として補正したものでございます。

なお、当初予算の説明のときにも申し上げておりますように、過年度分の請求などを処理する必要があるために、老人保健特別会計は平成 22 年度まで存続することになっております。以上でございます。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第 77 号について、総務部長より補足説明を求めます。総務部長。

総務部長(佐藤好文君) 議案第 77 号についての補足説明はございません。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第 78 号について、消防長より補足説明を求めます。消防長。

消防長(中津博行君) 補足説明の前に、たび重ねての消防署関係の事故の損害賠償で、本当に申しわけなく、心よりおわび申し上げます。申しわけありませんでした。

それでは、議案第 78 号の補足説明を申し上げます。

平成 20 年 7 月 1 日午後 3 時ごろ、消防署警防課職員が日課訓練の一つとして化学消防車で操縦訓練中、象潟海水浴場から「櫓風荘日本海」方向に侵入したが、象潟町字冠石下 63 番地 4 地内菅原進宅付近の曲がり角において、同車両が 1 回で曲がり切れず、切り返しを行おうとバックしたところ、後方安全確認不十分により、象潟町四目塩越 233 番地須田康一さん所有のブロック塀に化学消防車左側後部角を接触させ、このブロック塀の一部を破損したもので、須田さん所有のブロック塀の損害を賠償するものであります。

損害賠償額は 6 万 3,000 円であり、このたびの一般会計補正予算に計上してあります。破損したブロック塀は既に修繕を終えております。化学消防車の損害は、二重にガードをされていたところで、消防署のほうでたたい修理を終えております。

事故の原因として、機関員が誘導なしに通れると過信したものと、車隊長が下車しての誘導を怠ったことが挙げられます。改めて、消防職員に対し、運転についてのマニュアルの熟読と、十分過ぎるほどの注意の喚起をするよう申し述べております。以上です。

議長(竹内睦夫君) 次に、議案第 79 号について、総務部長より補足説明を求めます。総務部長。

総務部長(佐藤好文君) 議案第 79 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算(第 3 号)について御説明いたします。6 ページをお開きください。

歳入の 19 款の繰越金は、補正財源として、19 年度からの繰越金 500 万 1,000 円を計上するものであります。なお、19 年度の繰越金は 3 億 552 万 3,000 円となる見込みであります。したがって、当初予算と今回の補正予算の計上額を除く 2 億 2,052 万 2,000 円が今後の補正可能財源となる

見込みでございます。

20款4項6目雑入の都市対抗野球応援ツアーの参加費の内訳は、臨時列車の寝台、1人当たりの参加費9,000円で116人分の104万4,000円、「あけぼの」ゴロンとシート、1人当たりの参加費1万円で38人分の38万円、「あけぼの」寝台、1人当たりの参加費1万5,000円で106人分の159万円、航空機、1人当たりの参加費で2万円、58人分の116万円、合計で318人分の417万4,000円であります。同じく雑入の自動車損害共済金6万3,000円は、今回提案しております化学消防自動車の事故に伴う賠償金に対し、全額、財団法人全国自治協会から支払いされるものでございます。

7ページをお開きください。歳出の2款1項1目8節の報償費は、TDK野球部への都市対抗野球出場激励金でございます。9節の旅費は、応援ツアーの引率職員12人分であります。12節の役務費は、都市対抗野球に関する新聞等への広告料でございます。13節の都市対抗野球応援ツアー業務委託料の内訳は、臨時列車の寝台、1人当たり1万9,500円で120人分の234万円、「あけぼの」ゴロンとシート、1人当たり1万8,000円で40人分の72万円、「あけぼの」寝台、1人当たり2万6,000円で110人分の286万円、航空機、1人当たり3万4,000円で60人分で204万円、合計で318人分の796万円でございます。

募集については、8月1日号の広報でお知らせし、8月5日火曜日から各庁舎で申し込みを受け付けいたします。募集人員は、現在対応が可能と考えられる320人としております。なお、座席確保の状況によっては、貸し切りバスでの応援態勢も検討したいと考えております。募集要項案を資料として配付しておりますので、参考にしてください。

なお、今回の補正予算は、8月30日の1回戦の応援経費でありますので、勝ち進んだ場合は予備費で対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、9款消防費の賠償金6万3,000円は、歳入でも御説明いたしましたとおり化学消防自動車の事故に伴う賠償金でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑に当たっては、自己の思いや意見を入れないように注意してください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、議案第76号平成20年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第8号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 当局の説明で内容は理解いたしましたけれども、5月30日に引き続いて、1ヵ月後の6月30日の専決処分であります。5月30日の段階ではそれなりの内容の説明があったわけですが、また、予算が全体予算から見ますと非常に小さい予算でございますので、5月30日の段階で、今回の分も含んだ補正対応といいますが、それができなかったのかどうか、それを1点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

御質問のとおり、老人保健特別会計につきましては、4月23日の臨時議会、6月定例議会、そして今回と、専決処分の報告が続いております。4月23日の臨時議会で御承認をいただいた専決処分は、医療費の見通しを誤ったために2月診療分の医療給付費の支払いができなくなったことによる19年度会計の専決処分でございますし、6月定例議会で御承認をいただいた専決処分は、老人保健の交付金や国県支出金が概算で交付されまして、精算は翌年度に行われるという制度上の仕組みから出てくる19年度分の歳入不足を繰り上げ充用によって処理をした、毎年出納閉鎖時に行ってまいりました専決処分でございます。今回の専決処分につきましては、議案説明で申し上げましたとおり、平成20年3月以前に行われました診療分の月おくれの請求分とレセプトの過誤調整分の医療費の請求が予想以上に多く出てまいりまして、6月末日納期の支払いができなくなったために、やむを得ず専決処分を行ったものでございます。

4月23日の臨時議会では、池田議員からは、必要な額についてはきちんと予算措置をするべきではないかとの指摘があったところでございまして、その点では大変申しわけなく思っておりますが、月おくれの請求分と過誤調整分の医療費ということで、予測が困難なのが実際のところでございます。やむを得ず専決処分を行ったものでございます。それで、6月定例議会に今回の事態が予測できなかったのかということでございまして、予算を編成する時点ではわからなかったこととございまして、6月の支払い分というのは6月15日ころ請求がまいります。したがって、6月の定例会への補正対応はできなかったものでございまして、何とぞ御理解をいただきたいと思っております。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 4番議員、いいですね。

4番（池田好隆君） はい。

議長（竹内睦夫君） 議案第76号について、ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、発言を許します。12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 提案されている内容はわかりませんが、これは、以前に新聞等の報道もあるわけですが、職員の処分もしているということですので、その報告などもあって当然でないかというふうに思いましたが、その件も含めて質問します。

まず今回の処分の基準、これをどこからどのように検討して、こういう処分内容になったのか。新聞報道による書類送検を受けた管理責任者の場合、減給10分の1、1ヵ月の懲戒処分としたというふうにあります。それに準じたものか、それ以前に、職員の処分基準みたいなものが本来はあってしかるべきだと思うので、その点も含めて基準についてお尋ねします。

それから、もし書類送検がなければ、この処分はなかったのかどうか。その点の考え方についてもお尋ねします。

それから、先ほど言ったように、他職員の処分についても触れるべきではないかということで、質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私のほうからは、特別職の処分の基準について、お答えをしたいと思います。

特別職においては、地方公務員法に定める懲戒処分の規定の対象とはなりません。このたびの事故については、6月定例議会の市政報告でも申し上げましたとおり、去る7月18日に関係職員の処分を行ったところであります。この処分とあわせて、任命権者である私みずからも姿勢を正し、負傷された方々、その御家族、そして市民の皆様へ改めておわびを申し上げるために、責任の所在を明確にすることが大切だということで、このたび副市長とともに給与の10分の1を1ヵ月減額することを提案させていただいたところでございます。

御質問の基準でございますが、特別職についてはこれといった基準がございませんので、私の裁量ということで御理解を賜りたいと思います。

他については、担当部長がお答えをいたします。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 職員の処分はどのようにになっているのか、その基準は、という御質問にお答えします。

6月定例議会の市政報告で申し上げましたとおり、去る6月6日に、本件事故について、市職員が業務上過失傷害の疑いで、にかほ署から地検本荘支部に書類送検されたことについては、施設を管理する側として、その責任を重く受けとめているところでございます。

本件の事故は、経年による腐食が進んでいながらもかわらず、その間の安全対策が十分でなかったことと、危険回避の措置を講じなかったことにより発生したものと考えております。このことから、去る7月18日に、旧町時代も含め、これまでのこの施設の維持管理に携わってきた職員について、本件事故の組織における責任の所在を明らかにし、それぞれの職責に応じた関係職員の処分を行ったところでございます。

処分の内容ですが、事故当時の担当職員を業務上注意義務違反で減給10分の1、1ヵ月に、事故当時の担当職員の直属部長、所属長、施設管理を所管する担当課長及び前担当課長の計4名を指導監督に適正を欠いた責任で戒告に、あわせて5名の職員について懲戒処分を行っております。また、サービス上の措置として、前施設管理所管課長であった部長級1名を訓告に、施設管理を所管する前担当係長で課長職級2名、課長補佐級2名、計4名を文書厳重注意に、全体で10名の職員について処分を行ったところであります。

処分の基準については、今回の処分対象者を省いた部長職相当職で構成する、にかほ市職員処分審査委員会を7月11日に招集し、国の懲戒処分の指針や他自治体の懲戒処分の標準例などを参考にしながら、事故に至った経緯や事故の概要のほか、負傷された方々のその後の回復状況など、その報告を行い、組織としての責任の所在を明らかにするための関係職員の範囲や処分内容の調査、審議を行い、審議結果を取りまとめ、市長に報告し、これを受けて、関係職員の処分を行ったところ

でございます。

書類送検がなかった場合はどういう処分があるのか、あるいはしなかったのかという御質問もございましたけれども、書類送検がなかった場合であっても、事故そのものは発生しておりますし、市の責任も、県との協議の中で、賠償責任の中で明らかになっておりますので、当然その場合においても組織としての処分はするという考え方でございました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 処分審査委員会を開いたということですが、この処分審査委員会を開く根拠になる規定、あるいは内規等があるのかどうか。それは普通例規集にはついていないわけですが、我々が自由に見ることができるようになってきているのかどうかを含めてお尋ねします。

それから、もう一つは、4人の戒告もあるわけですが、その戒告にもいろいろな段階があったかと思うんですが、戒告の内容について、その2つお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 処分審査委員会についての規定は、にかほ市処分審査委員会規程（平成17年10月1日訓令第19号）によって定められております。それに基づいて、処分審査委員会を開いております。

次に、戒告についての区分ですけれども、戒告については1つでございます、その内容に重い軽いはございません。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 例規集にない規定などについて自由に見られるようになってきているのかどうか。やはり例規集だけではわからない具体的な内容がいろいろ、まあこの件のみならずあるわけですが、その点についてどうでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。

条例も含めて、規則、規程、さまざま定めがあるわけですが、ある一定の基準に基づきまして例規集に掲載しております。それで、例規集の中では確認できます。また、ホームページ上において例規集が公開されておりますけれども、その中においても、一定の基準を定めて、ホームページに公開するものしないものということで定めております。ただし、細々とした、どの程度の基準で云々については、今、その基準内容について、私ここで述べることはできませんので、一定の基準に基づいて、例規集、あるいはホームページ上に公開しているということで御理解願いたいと思います。

【12番（村上次郎君）「議長、もう一件」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今回の審査委員会の規定、これはホームページ等で見るようになってきているかどうか、その点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今、私、ここで、そのホームページ上での例規が公開されているかと

というのは把握しておりませんので、今、臨時会が終わるまでの間に調べて、お知らせしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 今回の事故に関しては、秋田県との維持管理に関する覚書、こういったものがあるわけでございます。その中で、県が負担する部分、市が負担する部分、あるいは情報の伝達、こういったことがこの覚書の中に盛られておるわけでございます。市では、これに基づいて、甲である県に対して情報の伝達を行っているわけでありまして。この協定書を見ますと、この施設の維持管理ですか、例えば県が費用負担するもの、これは建築物等の主要施設、そして、5番目あたりに、災害、あるいは老朽等により軽易に現状回復困難な場合、これは県の費用負担だよと、こういうふうな取り決め等もあるわけでございます。

さらに過日の委員会でも説明を受けたのですが、この件については数回にわたって県との協議を行っている、こういうふうなことでございます。新聞等にもそういったことがあります。で、私の言いたいのは、県の負担、あるいは市の負担、そういったことはあるわけでしょうけれども、4回にもわたって県との協議を行っている。その段階で、結論を見出すことができなかつたのかということをお伺いしたいと思います。

さらに、そういったことを受けまして、事故が発生したと。事故が発生した後の5月30日付の読売新聞の記事でありますけれども、当市の職員が事故の一報を聞いたときに、「しまったと思った。事前に安全対策をとっていれば、この事故は防げたと思う」、こういうふうな記事があるわけです。私、これを見て、実はびっくりしたんですが、ですから、私は、職員の責任はわかりますけれども、4回もこういう覚書によって県との協議をした。その段階で、例えば改修もそんなに莫大な金額でないわけですから、どうしてその段階で結論を見出すことができなかつたのか。それが非常に続いているわけです、長い期間。で、事故が発生した後は、一生懸命頑張っている職員の、前任の課長まで含めて処分をするという、こういう事態に立ち至っているわけです。まあ処分は処分でやむを得ないと思いますが、もう少し、4回も協議したわけですから、県との結論を早期に何らかの形で得ておれば、今回の事故発生は防げたのではないかというふうな感じを私は強く持つわけがあります。その点についてお伺いしたい。

さらに、報道機関との関係でございますけれども、私、この5月30日の記事を見て、非常にびっくりしたわけですが、必ずしもこういう状況ではないかと思っておりますけれども、新聞記事にこうやって出てまいりますと、一方的に市当局が100%悪いような印象を与えるんですね。ですから、この報道機関への対応、これは非常に大切だと思います、これだけでなくでですね。報道機関とのこういった対応が適切だったかどうか、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） あずまやの倒壊事故により、けがをされた方には心からおわびを申し上げます。

あずまややその他の施設に関しては、昭和63年、象潟海岸環境整備事業の維持管理に関する覚書において、その施設によって、県が費用を負担するもの、市が費用を負担するものを区別し、管理

してまいりました。旧象潟町及びにかほ市では、この覚書にある負担区分に沿って、数回にわたり要望をし、早期に対応するよう県に求めてきました。要望に対応できなかったことはまことに残念であります。この間、数回にわたり現地のほうで立ち会い等も行っておりますが、県の予算の関係もあったのではないかと考えられますが、要望に対する回答はございませんでした。

この事故を受け、施設を管理する者として、今後も一層の点検を行いながら、県との連絡を密にしながら、安全で安心な施設として利用できるよう努めてまいりたいと考えております。

また、報道機関との対応は適切だったと思うかということではありますが、事故の翌日には、施設管理担当であります観光課長が一連の関係の窓口として対応しておりましたが、サービスセンターのほうにも問い合わせがあったようです。この後に事情聴取等もあり、1つの窓口で対応し切れなかった点もあるかと思いますが、報道機関への対応はそれぞれ真摯に対応したところであります。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2つお伺いいたします。

この事故発生を受けて、市では、産業部だと思えますが、一応市の全施設をチェックしたと、こういうふうな説明が過日の委員会であったわけでございます。A・B・Cランクということでございます。

財政は財政の立場で予算どうのこうのと、こういうふうなことがあると思えますけれども、事故が発生してしまいますと、予算どうのこうのというふうなことは理由にならないんですね。市の段階で、A・B・Cランクチェックをしたと、そういうことでございますので、特に補修を急がなければならないと、そういったものについてはもうちょっと予算がつきやすいような方策といえますか、そういう工夫、例えば一例を挙げますと、消防署による査察がありますけれども、この査察というのはなかなか重いものらしくて、比較的予算がつくんですね。それは私、経験上、実はちょっと承知しているんですが、何かそういうたぐいのものを、事故が発生してしまいますと、予算どうのこうのでは通らないわけですから、そういった点のチェックといえますか、工夫といえますか、何としても予算を確保したいというふうなものについての工夫みたいなものがあってしかるべきでないかなというふうに思いますので、この点についてひとつお伺いしたいと思います。

それから、覚書が大分古い覚書なんです、象潟時代の覚書をそのまま市になってから踏襲しているということだと思いますけれども、過日の委員会の段階では、この覚書もできれば見直しをしたいと、こういうふうな説明があったように記憶していますが、その点がどうなっているか、以上、2点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） 施設の点検後の対応についてであります、これにつきましては、とりあえず、危険なものにつきましては使用できないような対応をします。その後にはしなければいけないものとするれば、当然予備費等で対応しなければいけないというふうに考えておりますので、定期的な予算の執行ではなく、予備費でお願いしたいというふうに考えております。

それから、覚書につきましては、この施設についてはこのように覚書がありますけれども、現在

ほかのところがあるのかどうか、ちょっと確認できませんので、担当のところにつきましては、今後このようなところを確認したいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 総務部長にお願いをいたします。予算も大変厳しいわけで、特に維持管理経費、こういったものの補正対応といいますが、予算措置というのは非常に難儀されると思いますけれども、先ほど私が……

議長（竹内睦夫君） 4番議員に申し上げますけれども、ただいま質疑の時間ですので、お願いということでなく、質疑を行ってください。

4番（池田好隆君） はい。そういった点で、予算面、大変だとは思いますが、先ほど私が申し上げましたように、事故が発生してしまいますと、予算どうのこうのと、こういったことは通りません。にかほ市も合併して、いろんな施設が、にかほ市だけでもいろいろ施設がふえてきているわけです。そういった点については、きちっと所管課の対応、これに財政当局もきちっとした対応をするというふうなことにしていただきたいということなんですが、その点についての部長のひとつ考え方を伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど産業部長からお話がありましたとおり、施設については定期的な点検を行います。それに基づいて、どうしても緊急を要するものについては直ちに使用禁止にした上で撤去するか、あるいは継続して使用させなければならないものについては予備費で対応するとか、あるいは直ちに使用する必要のないものについては、定期的な補正予算がございますので、その中において対応していくと、あるいはその施設の、その時点での今後の将来にわたっての必要性も含めて再度検討した上で対応していくという考え方で予算措置をする考えで進めているところでございます。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第77号に対する質疑ございませんか。77号ですよ。 — 佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 市長にお伺いしますけれども、事故発生が19年6月10日、今、きょう7月28日、1年ちょっと過ぎた後の今回に処分のあり方、また、その所在を明らかにするというところで、市の処分審査委員会ですか、これを開催して処分を明らかにしたと。いろいろ御質問がありますけれども、明らかにされた割には、私どもはなかなか、だれがどのような処分をされたのかというのは見る事ができない。こういう観点から、処分の時期として、今が適正であったのかと。それから、処分した結果の明らかな性、透明性というものが十分確保されているのか、この辺について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 処分の時期がなぜ今かというふうな御質問でございます。これまでにかほ警察署のほうで、職員に対する事情聴取などをしながら、これをどういう形でその責任を、あるのかないのか、そのあたりを見きわめる必要があるということで、これまで処分をしないままにして

まいりました。結果としては書類送検という形になりましたけれども、この状況、捜査の状況を見ながら処分しようと、最初からそのような形で、その結果が出ましたので、今回処分をさせていただいたところでございます。

それから、処分の内容でございますが、これは、先ほど総務部長がお答えしたように、今、審査会のほうで議論して、結論を出して処分したわけでございますけれども、それぞれの個々の職員の名前、これを公表するという形は持っておりません。ですので、こういう形で、私はある程度明確に市民の皆さんに処分の内容もお示しをしたのではないかなと、そのように考えております。

【14番（佐々木清勝君）「議長」と呼び発言を求める】

議長（竹内睦夫君） 佐々木議員に申し上げますけれども、通告制をとっておりますので、一度目は許可しておりますけれども、再質問は控えてください。

次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 池田議員の質問もあったわけですが、その中で、それから産業部長の答弁の中でも、それから私たち総務委員会でも、このことについて、いわゆる当局と何回か ― 何回かというか、委員会で聞いたわけですが、どうしても、どうしても、しとつこないのは、県が、何回も町時代から何回も県とやりとりがあって、そして今の産業部長も立ち会いもやったという話もされていますけれども、県がどういう対応をきちっと出したのか ― 出したかというか、やったのか、そのやりとりが一つも出てこないわけですね。「財政の問題もあろうと思います」という言い方をしているんですけれども、今、市としては、確かに維持管理については市がやるということで覚書にあるわけですが、それに基づいて、県に対して、数回、4回というか、あるいは3回と言いますが、やりとりをしたと。県がそれに対してきちっとこういうふうにして対応したと、そのものが見えないんですよ。したがって、県の責任はどうなっているのか、この辺が、わかる範囲内で教えていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほどもお話ししましたように、県のほうとは、要望書等を出したり、県の職員が現場に来られたときに実情を話しながら要望しては、このあたりにつきましましては、回答書というものがないということで、その経緯というのが、実際立ち会ったという経緯はあるにせよ、結論的には文書でいただいたことはなかったということで、少しうやむやになっているところだと思います。

今後につきましては、このあたりをよく双方で協議しながら、文書で交わしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、そのようなものがなかったということでもあります。

議長（竹内睦夫君） 議案第77号に対する質疑、ほかにございませんか。

先ほどの質疑に対しての保留していた分を総務課長のほうから答弁。

総務部総務課長（森鉄也君） 先ほどの村上議員の御質問で、にかほ市職員処分審査会規程をホームページ上で閲覧可能かということですが、現在は職員用のネット上でのみ閲覧可能ということで、ホームページ上、あるいは紙ベースでの例規集では閲覧できない状況になってございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第77号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 77 号の質疑を終わります。

次に、議案第 78 号損害賠償の額を定めることについての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 3 月定例会でも自動車事故 3 件の損害賠償の議案が出されました。内容は、今回も同じですが、安全確認が不十分だったということで、市長は今後交通安全について指導を徹底すると説明されています。したがって、3 月定例会以後、どういういわゆる対策をとったのか、伺いたいと思います。

今回も — 前回は 3 件のうち 2 件が消防関係ですが、火災、救急、交通事故など緊急出場に対処する消防職員の任務に応じた交通安全対策がされているのかどうか。されているとすれば、どういう指導がされたり、あるいは訓練がされているのか伺いたいと思います。

さらに、市の公用車の所有台数と管理と運行基準、こういうものがどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 交通安全について、職員に対しては部長会議などを通し機会あるごとに交通ルールの遵守や事故防止の周知徹底を図っておるところでございます。

具体的な取り組みについてであります。運転業務を所管する運転手の安全運転管理として、財政課が朝礼時に運転手の職長からも出席してもらい、体調のぐあいなど、健康管理についても報告を受け、運転業務に万全を期しているところでございます。また、職員のシートベルト着用の徹底を図るため、4 月にシートベルト着用調査を実施しております。さらに、交通安全の意識高揚のため、7 月から 11 月の間に実施される無事故無違反競争へも職員の積極的な参加を呼びかけ、40 チーム 200 人の職員が参加し、無事故無違反運動を展開しているところでございます。

市の公用車の所有台数と管理と運行基準について御説明いたします。市が保有する車両、建設重機類も含まれますが、8 部局で 161 台、社会福祉協議会などへの無償貸し付けが 5 台、合計 166 台の車両を保有しております。

公用車の管理については、にかほ市公用車運行管理規程並びにかほ市バス運行要綱に基づいて、運行及び管理の適正化と効率的な運用を図っております。規程では、公用車の総括管理を財政課が行い、運行管理については市長専用車や全課が使用できる共用車については財政課、また、各課等に配置されている車両については、配置を受けた課が運行管理を行うこととしております。

また、運行基準としては、公用車運行管理規程及びバス運行管理要綱の中で安全運転管理者の設置、整備管理者の設置、使用に際しての申請や承認、運転者及び使用者の責務、また、休養に関すること、運行記録などなど、公用車の適切な運行に必要な規定を設けております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 市民の安全・安心ということで、消防署が果たす役割というのは非常に高いわけですが、その中で、この短期間の間に 3 件というのは、ちょっとやっぱり私はどうなのかなと

思う。これは責めるんじゃなくて、そういうことで、消防職員の定数というのは今 65 人ですね、職員定数条例を見ますと。少ない人数で頑張っているわけですがけれども、救急車の出動回数も 1,000 件になっていると。そういう状態の中で、非番日のいわゆる勤務とか、そういうことで、何というか、少ない人数で十分な対応が、そういう勤務条件が、労働条件がそういうふうに変だという状況の中で、そういうところにすき間が出てくるということはないと思うんですけども、その辺については、消防署長がこの 4 件のうち 3 件が消防車だったということで、それも安全確認が不十分だったということについて、今回のこういう損害賠償の事故が起こったことについてとあわせて、どういう所見を持っているか、お考えを持っているか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） どのように指導され、訓練されているかという質問にお答えいたします。

緊急車両の運行は、車両ごとに専門機関員を配置して運転させております。交通安全対策としては、専門機関員を 1 年置きに、茨城県にあります安全運転中央研修所で行われる消防・救急緊急自動車運転技能者研修課程に派遣して、安全運転、技能、知識の習得に努めているところであります。

また、署内の対策としては、この研修課程修了者を講師として、署員の交通安全と技術向上の講習会、及び実技訓練を実施しております。

消防本部の車両の所有台数は 14 台、消防団で所有する車両の数は 44 台であります。管理は、安全運転管理者のもとで年数回の安全運転に関する勉強会と毎日の勤務交代後の当務者による車両及び機関員の運行前点検を実施しております。以上です。

【16 番（竹内賢君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 今回の事故が化学消防車、そして操縦訓練中と、こういうふうにあるので、かなり困難な道路、入りにくい道路を運行しているのかどうかというような疑問も生じたわけです。ですから、訓練計画、あるいは今回の内容がどうだったかということをお尋ねします。

それから、さっき、交代するときには、おりて安全確認するということですが、そういうマニュアルがあるのかどうか。

あと、2 つ目は、対物保険との関係は先ほどの説明でわかりましたので、質問は省略します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 訓練計画はどのようになっていたかという質問であります。消防署では、月末に次の月の訓練計画ということで、副署長が 1 係、2 係の 1 ヶ月分の訓練計画を提出し、署長の決裁を求め、署長が決裁で計画を決め、訓練を行っております。

今回の事故は、化学消防車の操縦訓練中に起こしてしまったわけですが、操縦訓練は専門機関員及び機関員候補者による消防ポンプ自動車の週 2 回の操縦訓練を実施しております。訓練は、反復訓練により、熟達の域に達するまで訓練をするものであります。そういう訓練を実施するもう一つの理由としては、運行回数の少ない車両の維持管理の必要性もあることから、実施しているものであります。

この前事故を起こしたのは、非常に入りにくい道路かということですが、前に一度、水槽車でそ

この場所を通っております、水槽車では通れたので、化学自動車も通れるだろうというようなことがあります、そのために訓練ではその場所を通ったところ、その車の違いによりまして、ハンドルが切れる切れないということもあります、1回では切れなかったんですが、運転手が行けるだろうということで、車隊長がおりずに、確認せずにバックしたところ、破損してしまったというような事故であります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 後退するときのマニュアルがあるかというようなことと、もう一つは、かなり入りにくい道路などもやっぱり緊急の場合入らなくてはいけないわけです。ですから、そういうところを選んで訓練する場合もかなりあるのかどうか、そういうことも含めてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） マニュアルということですが、警防活動時等における安全管理マニュアルの中に、「行動総論」がありまして、その中に安全管理運転マニュアルというものがあります。前回の事故をかんがみまして、安全管理運転マニュアルの見直しを図っております、安全管理マニュアルから安全管理規程に改め、もっと細分化しようとしていたやさきの事故でありました。

それと、入りにくい道路かどうかということですが、警防活動、中にこの道路は入れないというようなものがもう事前に決まっております、そういうのが決まっております、この車はそこには入れないよというようなものが既に事前に決まっております。

というのが実情です。以上です。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この件につきましては、同僚議員の質疑に対する答弁があったわけでございますので、私の質問は割愛したいと思います。

議長（竹内睦夫君） 議案第78号に対する質疑、ほかにございませんか。 — 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 通告しておりませんので、1回という制約が課せられていますので、ちょっと絞って聞きたいと思うわけですが、先ほど、いろいろ消防長の御報告を聞いておまして、私が考えるのは、余りにも初歩的な今回の事故だったのではないのかなと。当然誘導もしなければならなかったでしょうし。もし、これが本当に災害の現場であれば大変なことになったのではないのかなと。

それから、もう一つ、いろいろこういう事故があることも私も聞いておりますけれども、その都度、処分はたしか厳重注意という処分ではないのかなと思うわけですが、こうした場合の損害賠償の伴うような事故が繰り返し行われているにもかかわらず、厳重注意という処分が本当に適正なのかどうか、その辺のことについて消防長のお考えをお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、消防長。

消防長（中津博行君） 初歩的な事故であったのではという御質問であります、確かに初歩的な事故でありました。マニュアルを見て、マニュアルどおりに実行していれば、隊員が危険な道路

には一たん車をとめまして、車隊長並びに隊員が下車、そして、その車を誘導して安全確認をした後、安全に道路を進めるというのがマニュアルどおりですが、それができなかったということで、非常に残念であります。

それと、処分の関係ですが、文書で嚴重注意というのが、確かにそのとおりであります。前回は、そのようにということで話して処分しました。今回も、私のほうとしては、私の名前で、文書でどのような申請書を出すわけですけれども、文書で嚴重注意というということで、総務部長のほうからも、今回はそれではうまくないんじゃないかなということで話はされたんですが、運転した人が別の人もあるということと、機関員をする人が非常に、何ていうんでしょうか、うまく説明できないんですが、その朝決まりまして、非常に残念なこと — うまく言えませんが、何ていいますかね — 朝、車を — 私たちのあれとしては、交代時に「あなた、きょう、機関員ですよ」と言われまして、大型車の車を、ふだん利用していない車を利用するわけで、若干仕方ないのかな、  
と思っております。まして、先ほど言いましたように、訓練というのは、隊員がその訓練で熟達するまでの訓練をしなければならないことで、操縦訓練中 — こういうことを言いますといけないのかもしれませんが、若干  
と。あつてはならないことなんですけれども、そういうふうに思っております。以上です。

【14番（佐々木清勝君）「議長、議事進行上について」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ちょっとお待ちください、佐々木議員。

暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時14分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

先ほどの答弁について、消防長。

消防長（中津博行君） 私の先ほどの発言において不適切な言動がありましたので、取り消しをお願いしたいと思います。

私が「  
」と、それから「  
」と  
言ってしまったことを取り消ししたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（竹内睦夫君） なお、議員の皆さんに申し上げますけれども、皆さん御承知のとおり、通告制をとっておりますので、今回は議案の配付から相当の日数が経過しておりますので、緊急やむを得ない質疑というのはごく限られた内容ということになると思いますので、ひとつその旨御理解の上、通告なされなかった方は挙手をするようにしていただきたいと思います。

先ほど消防長のほうから訂正発言の旨申し出がありましたので、これを許可したいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） それでは、そのように計らいます。

14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 先ほど議長からお話がまたありましたけれども、通告制をとっておると。通告したものについてはどうのこうの、通告していなければ緊急やむを得ないという話だけですけども、私は基本的に考えが違うと思いますが……。

【「議案質疑だから関係ないんじゃないですか」と呼ぶ者あり】

14 番（佐々木清勝君） いやいや。違いますよ。議事進行上のことだから……

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 15 分 休 憩

午前 11 時 16 分 再 開

議長（竹内睦夫君） それでは再開します。

議案第 78 号についてほかに質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 78 号に対する質疑を終わります。所用のため 11 時 25 分まで休憩します。

午前 11 時 16 分 休 憩

午前 11 時 26 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案第 78 号に対する答弁の中で、消防長のほうから発言を求められておりますので、これを許します。消防長。

消防長（中津博行君） 村上次郎議員からの質問の中に、私の発言において、化学消防車が「  
」と申し上げましたので、そこのところを削除願いたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（竹内睦夫君） ただいま消防長の申し出のとおりこれを許可したいと思いますけれども、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） そのように決定いたします。

次に、議案第 79 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認め、これで議案第 79 号の質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第 76 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 8 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 76 号の討論を終わります。

これから議案第 76 号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 76 号平成 20 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 2 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 8 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 77 号の討論を行います。にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 77 号の討論を終わります。

これから議案第 77 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 77 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

次に、議案第 78 号の討論を行います。損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 78 号の討論を終わります。

これから議案第 78 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 78 号損害賠償の額を定めることについては原案のとおり可決されました。

次に、議案第 79 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認め、これで議案第 79 号の討論を終わります。

これから議案第 79 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定

することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 79 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 32 分 休 憩

午前 11 時 32 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 会議を再開します。

次に、日程第 7、議提第 8 号原油高騰に対する実効性のある支援策を求める意見書を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。22 番佐々木正己議員の説明を求めます。22 番佐々木正己議員。

【22 番（佐々木正勝君）登壇】

22 番（佐々木正己君） 議提第 8 号を御提案申し上げます。

原油高騰に対する実効性のある支援策を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則 14 条の規定により提出します。

2008 年 7 月 28 日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木正己。賛成者、にかほ市議会議員榊原均、同じく池田好隆、同じく佐藤文昭、同じく市川雄次、同じく佐藤元、同じく佐々木清勝、同じく村上次郎。

次のページに案が載っております。

原油の高騰のため、農家、漁業者、運送業者、中小事業者、ガソリンスタンド、銭湯、クリーニング店など、燃料油を使う事業者などから「これでは経営がたちゆかない」と悲鳴が上がっています。

中段には、今月の中旬、漁業者が一斉に休漁したということが書いてありますし、どういうことを求めるかといいますと、後段のほう、政府は、原油高騰対策として、国際的な投機資金の規制、原油等価格高騰の直撃を受けている運送業者、中小業者、農林漁業者などに対する減税措置や支援策を行うべきだと考えます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

内容は、表題と同じ支援策を講ずることとなっております。

2008 年 7 月 28 日。

秋田県にかほ市議会議長竹内睦夫。

提出先は、内閣総理大臣、農林水産大臣、財務大臣。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） これから議提第 8 号に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議提第 8 号の質疑を終わります。

これから議提第 8 号の討論を行います。討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認め、これで議提出第 8 号に対する討論を終わります。

これから議提第 8 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議提第 8 号原油高騰に対する実効性のある支援策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午前 11 時 37 分 休 憩

午前 11 時 38 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

日程第 8、議決事件の字句・数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第 43 条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 20 年第 6 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前 11 時 38 分 閉 会